

Ⅱ 遺 跡

1 調 査

調査地周辺の遺跡 調査対象地は奈良市東九条町^{とくじょうちよう}419-1の水田である。ここは平城京左京九条三坊の条間路と十坪の一部にあたる。この坊に関する発掘調査は従来殆んど行われておらず、坊内の様子は不詳である。福山敏男博士の研究によると、四坪には服寺^{はふら}が推定されている。服寺は、日本霊異記中巻に服部堂とみえるもので、聖武天皇の世から平安中期頃まで存在したと推定され、西大寺田園目録に「添上郡左京九条三坊四坪内二段^{字辰市ノ南、八鳥}」などとあるところから、この坪に比定されている。調査地から東へ半坊分程行った九条四坊二坪にはやはり福山博士の研究¹では穂積寺が比定されている。穂積寺はこれまた日本霊異記中巻にみえる寺で、比定地には現在小さな社がある。

調査地の北方、左京八条三坊五・六・十・十一坪には平城京東市が推定されている。奈良市教育委員会の手による発掘調査の結果、東市の北辺を画する垣と溝、および門や建物跡が発見されている。また同じ坊の九・十・十五・十六坪については当研究所が、1975年に調査を実施した。九坪に関しては、坪全体の約 $\frac{1}{6}$ を発掘し、道路遺構と掘立柱建物45棟・井戸4、および地割溝などを検出。従来、文献上で推定していた坪内の宅地割を具体的に遺構の上から確認する画期的成果をあげた。また幅約11m、深さ1.4mの奈良時代の川跡を検出した。現存する地割を分析した結果、この川跡が北は大安寺宮地町付近から南は地藏院川付近まで南北3km余にわたることを確認。これこそ諸説があった東堀河²にあたる。

調査の経過 調査対象地は九条三坊十坪と東堀河と九条々間路の交差点推定位置にあたる。調査はこの地に駐車場が建設されることになり、その事前調査として実施したものである。調査は建設工事の都合上、発掘面積を最小限度にとどめざるを得ず東堀河と九条々間路の交差する地点に限定して実施した。そこは、1975年の東堀河発掘地点の南約760mにあたる。調査面積は約180㎡、調査期間は1982年10月4日～27日。

発掘は東堀河と九条々間路の検出を目指し、東西20m、南北8.5mの発掘区を設け、所期の目的を達した段階で九条々間路北側溝を検出するため幅1.7m、長さ4.7mの小トレンチを設けた。調査対象地は標高約55.5mの水田である。この水田を含め付近の畦畔を地図上で検討すると南北に長い水田ではあるものの東西の幅は堀河の幅員の数倍にも達し、しかも畦畔に若干の乱れが認められる。今調査ではその原因は解明できなかった。

層位 発掘区の土層は厚さ0.2mの水田耕土の下に4層に区分できる床土層があり、その下層に灰色粘土・灰色砂層が全面に広がっていた。これは沼地での堆積を示す。最厚部で0.4mを測る。出土瓦器片からみて中世頃旧堀河周辺がかなり長期間湿地化していたことを示す。条間路S F 2351や両側溝S D 2352・2353はこの下層の地山³（茶褐色粘土層）で検出した。堀河は、この茶褐色粘土層および暗青灰粘土層、灰色粘土、灰緑色粘土層を切りこんで掘削されている。

2 遺 構 (PL. 2～5, fig. 4～6. 8)

東堀河 S D1300 発掘区の東半部において九坪の中央を北から南に縦断して流れる堀河を検出した。堀河の幅は東岸を確認できなかったため明らかでないが、西岸から橋脚の心までを折り返した長さをその幅員とすると約11mとなる。深さは西岸の端場から1.3mを測る。しかし、西岸近くの路面はかなり侵蝕されて凹凸があり、発掘区西端の路面との比高差が0.7mにも達する。それを考慮すると、当初は2m程度の深さとなろう。堀河は素掘で、底は2段に分れる。西岸から垂直に0.5m下ったところが幅1.4mのテラス状を呈し、以下ならかに河底にいたる。底の一部は侵蝕されているがほぼ平らで、下底部の上幅が4.2m、下幅が3.5mである。

堆積層は、底に接して灰色荒砂層が厚く堆積し、その上に灰色砂層や灰褐色砂層が堆積する。これらは水中で堆積と侵蝕を繰り返したため厚さは一定しない。これらの層の上部に、運河廃絶後と思われる細砂まじり灰色粘土層が厚く堆積している。この堆積の状況からみると、埋没直前の堀河は1.1～1.3m程の小さな流れとなっていた。

以上の堀河の幅員に関する知見は、1975年の調査地点のそれと若干異なる。1975年の調査地点 (fig. 7) では、当初幅約10m、深さ1.4mであったものを、のちに幅約8mにせよめ、シガラミによる護岸を行っていた。今調査区は橋の位置にあたるため、兩岸の侵蝕を考慮し、実際に水の流れる下底部は幅員を最小限度にとどめたのではなかろうか。

今調査区の堀河の底面は標高53.5～6m。1975年の調査地点との比高差は1.64mである。堀河の底に堆積した灰色荒砂・灰色砂・灰褐色砂の各層からは、莫大な量の土器、また100点近い皇朝銭、多数の釘、木製遺物および建築部材等が出土した。これらは最下層から、和同・万年・神功の各皇朝銭が混在して出土したことが示すように、大半が奈良時代の末頃に堆積したのだろう。796年初鑄の隆平永宝が東岸近くの底面付近から出土し、先の堆積層の状況を勘案すると、9世紀初頭には流れが狭まり以後急速に埋没したようである。

九条々間路 S F2351 九条々間路は当初路面 S F2351と南側溝 S D2353を検出し、調査の最終段階に拡張して北側溝 S D2352を確認した。S F2351は発掘区西端から堀河まで9m分を検出。路面は侵蝕され堀河に向って7.8%の勾配で傾斜、路面上も数ヵ所土拵状に挟られている。

南側溝 S D2353は、溝の北肩の一部を侵蝕され、また堀河との合流部は大きく挟られて拵っているためもとの溝幅は不詳だが、比較的状况の良い部分では幅2mを測る。溝底はかなり凹凸があり、若干の土器片が堆積していた他顕著な遺物はない。ただし東堀河との合流部には皇朝銭や土器がかなり多量に堆積していた。北側溝 S D2352は幅1.8m、深さ0.5m。溝内の堆積は2層に分れ、若干の土器とともに土馬の破片が出土した。南北両側溝間の心々距離は8.5mを測り、その中心の座標はX=149474.55、Y=17185.5。これは次に述べる橋脚心とX軸(南北軸)において僅か5cmのずれをもつだけである。

橋 S X2350 九条々間路 S F2351の南北中軸線に合わせて堀河に橋 S X2350が架けられて

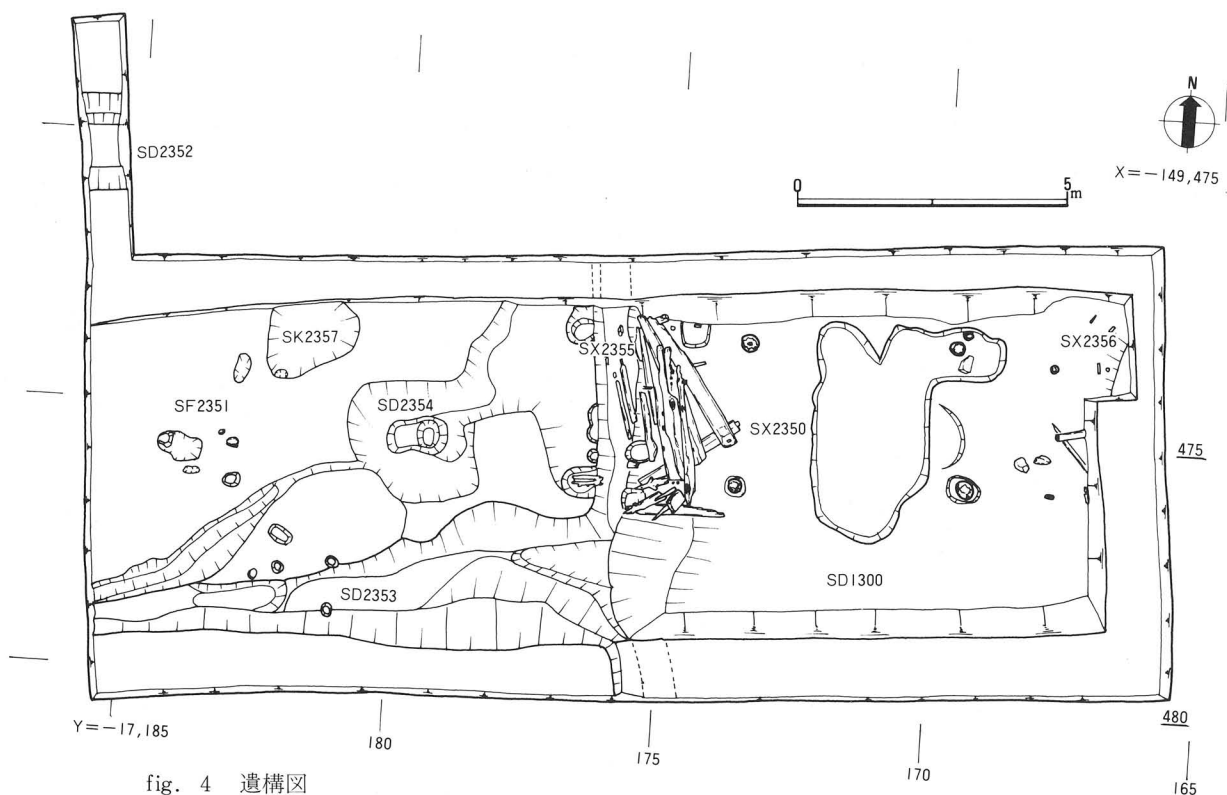


fig. 4 遺構図

- 1 桁
- 2 梁
- 3 橋板
- 4 橋板
- 5 橋板
- 8 地覆

橋の構造は梁を柵で橋脚に固定し、梁上に2本の桁を並行して架け渡し、その上に橋板を渡している。

橋板は地覆によって固定し、橋板の上面には土を盛って路面としたようである。

地覆の継手仕口や橋板との固定法は縄で結縛したと思われる。

番号はfig.26・27と一致

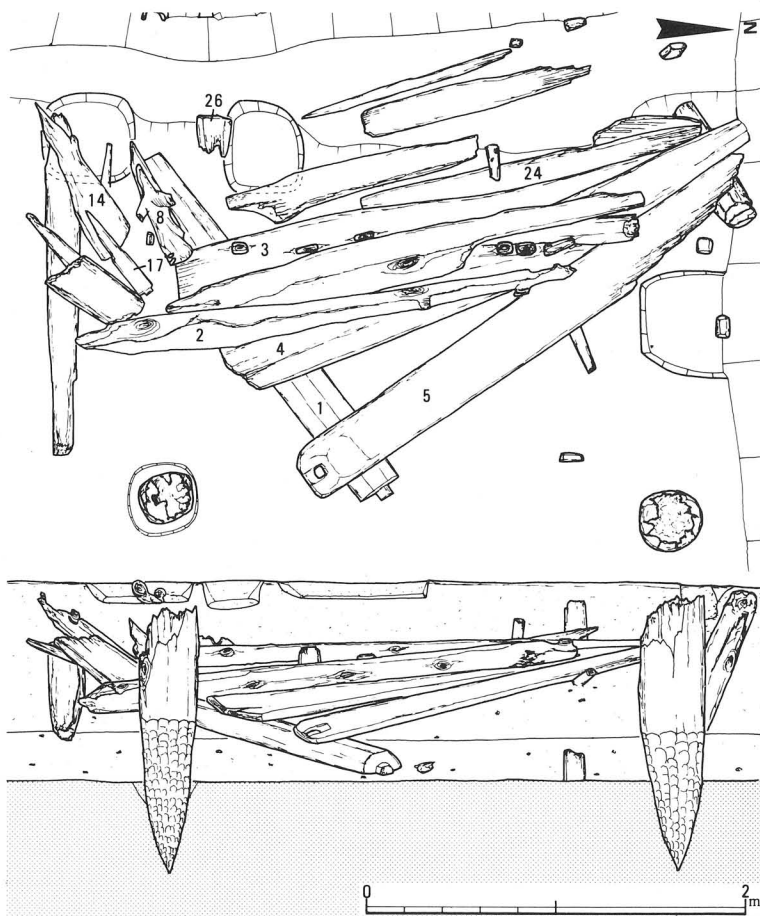


fig. 5 橋材の出土状況

いる。桁行5間、梁間1間、八脚の木造橋である。西岸には親柱あるいは桁を受けたとみられる礎板の据え付け掘形が2箇所あり、南側には礎板の一部が遺存していた。かなり腐植していたが形状は丸太材で、その向きは桁に平行する。橋脚は八脚であるが、南側柱西1の橋脚は抜き取られて現存せず、これに対応する北の橋脚は倒れかかっていた。また北側柱西3の橋脚は一方が細いためか二本柱としていた。

橋脚の間隔は桁行・梁間とも不等である。西岸から順次、測定値をあげると、南側5間分は(1.2m)、(1.95m)、4.3m、1.55mの順。北側が1.1m、2.2m、3.9~4.15m、1.85mの順となる。北側の中の間隔の数字に2種あるのは2本柱のため。また括弧は柱が抜き取られているため抜き取穴の心を基準にしたことを示す。いずれにしても中の間隔が最も広い。これを尺に換算すると、4尺・7尺・14尺・6尺および不明となり、先に推定した堀河の幅員からみると、おそらく中の間隔を14尺とし、その東西を各11尺に割りつけたのであろう。次に梁間は西から順に(3.15m)、2.7m、2.6~2.85m、2.35mとなる。2種の数字や括弧の意味は上記と同様。梁間は9尺間を基準に施工しているのであろう。梁間が不等なのは、後章で述べるように橋の構造とも関連すると考える。橋脚は中の間隔の柱が最も太く、直径0.3~0.5mを測る。これを含め残る橋脚もその据え付方法は、先端を削り細め根株を下に河底に打ち込んでいた。なお、中の間隔の中心が堀河心にあるとする先の仮定をもとに、中の間隔の柱を対角線に結び座標⁴上の位置を求めた。〔X=149474.5、Y=17171.6〕これは先の九条々間路SF2351の中軸線とほぼ一致する。以上から、橋SX2350は、九条々間路の東西中軸線上に計画、施工されたとみるのである。

西岸近くに、ほぼ桁行1間分に相当する桁材、橋板等が折り重って出土した。当初これらの橋材は立ち腐れの状態で自然に落ちたと推定した。調査の進行に伴い、人為的に落した後、材の一部を引きあげ、これに橋板等を小割りにした杭を打ち込んで護岸としたことが判明した(PL4.5)。いずれにしても橋材がこれ程多量に出土したのは例がなく、後章で橋の構造について考察を加える。なお、この橋に袖高欄が伴ったかどうかを知るため、西岸上の礎板据え付け掘形の周辺を精査したが何らの痕跡も見い出せなかった。

護岸 SX2355 堀河西岸には縦板を立て並べた護岸のあとが残る。これは橋SX2350の下部のみ行われたものらしく他には見られない。その周辺には広葉樹の杭による護岸がみられる。これはシガラミは伴っておらず、杭のみを打ち込む簡単なもの(SX2355A)。この後、橋SX2350を落し、その材を引きあげ、これらに橋材を小割にした杭を打ち込み護岸としている(SX2355B)。平城が廃都となったのちのことであろう。

1 福山敏男『奈良朝寺院の研究』1948 P.304-307 P.313-315

2 奈文研編『平城京左京八条三坊発掘調査概報一東市周辺東北地域の調査』1976 P.8

3 この層は火山灰層である。大阪市立大学理学部助手辻誠一郎氏の鑑定では、角閃岩を多く含む特徴的な火山灰で、大山系火山に起源のある火山灰ではなかろうか、という

4 本書で用いる座標値は第六座標系の座標値である。文中では「一」符号を略している

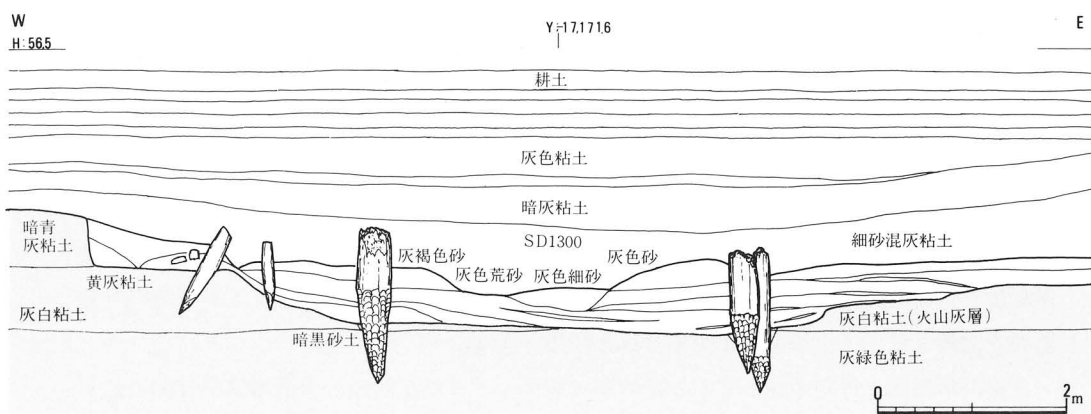


fig. 6 東堀河 S D1300断面模式図

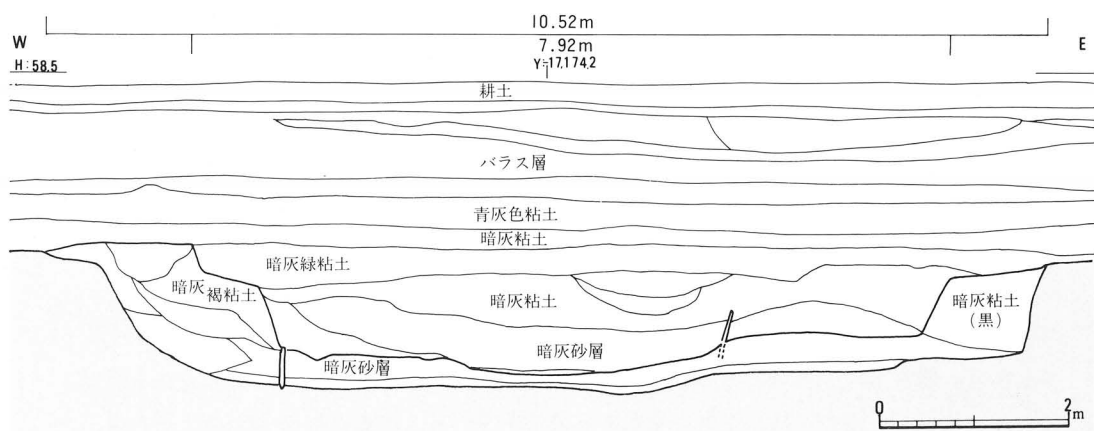


fig. 7 1975年度調査東堀河断面図
当初約10m 幅であった堀河を後にシガラミで護岸し、幅 8 m に縮少している

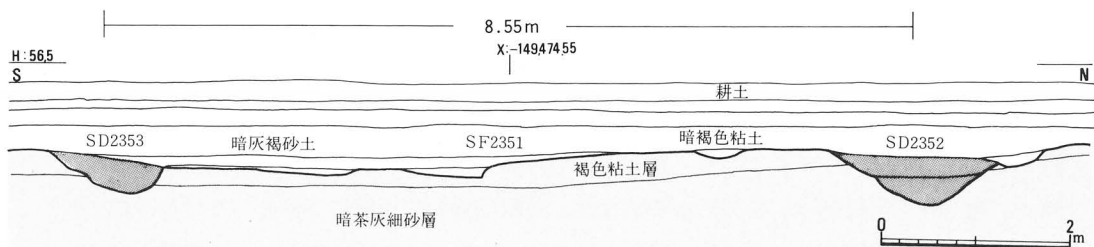


fig. 8 九条々間路南北断面図